都市計画技術者の技術力評価方法に関する検討調査研究会
報告書

平成 22 年 3 月

社団法人　日 本 都 市 計 画 学 会
NPO 法人　日 本 都 市 計 画 家 協 会
社団法人　都市計画コンサルタント協会

目　　次

Ⅰ．調査の目的・・・ 1

Ⅱ．調査内容・・ 2

1．都市計画分野における資格制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

（1）都市計画分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

（2）都市計画の専門家像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

（3）都市計画分野の資格制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

（4）社会的ニーズは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

（5）業界としての必要性は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

（6）技術者個人としての必要性は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

（7）資格制度導入によるメリットは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

（8）課題・・ 9

2．プロポーザル方式における技術力評価のあり方・・・・・・・・・・・・ 10

（1）検討フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

（2）技術力評価に関する問題点・課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

（3）意向調査・・ 15

Ⅲ．今後の検討課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

◆参考資料・・ 21

Ⅰ．調査の目的

都市計画に関する業務は、社会の中で職業として明確に位置づけられて一定の役割を果たしていくためには、その職能とそれに対応した技術力が明確にされていることが必要である。

しかし、都市計画の業務分野が多岐かつ広範囲にわたっていることから、それに対応する都市計画技術者の技術力評価が明確となっているとは言い難い状況である。また、技術評価による発注においても適切な技術者を選定していくためには、その業務に対応した資格や技術力を判定できることが必要である。

このようなことから、本調査においては、都市計画技術者の専門的な能力・技術力の評価方法のあり方を検討するとともに、それに伴う資格制度のあり方及び技術や資質の維持向上のためのCPD 制度の活用方法について検討することを目的とする。

なお、本調査は、NPO 法人日本都市計画家協会と㈳都市計画コンサルタント協会が㈳日本都市計画学会に委託し、岸井隆幸日本大学教授を座長とする下記研究会においてとりまとめたものである。

平成 21 年度　都市計画技術者の技術力評価方法に関する調査検討研究会

委　員　名　簿

	名　　前	所　　属	役　職　等
座　長	岸井　隆幸	日本大学 ㈳日本都市計画学会	理工学部土木工学科教授 副会長
委　員	須藤　富平	㈳日本都市計画学会	事務局長
	笹原　克	NPO 法人日本都市計画家協会 ㈲オイコス計画研究所	副会長 代表取締役
	荒川　俊介	㈳都市計画コンサルタント協会 ㈱アルテップ	理事 代表取締役社長
オブザーバー	清水喜代志	国土交通省都市・地域整備局	都市総合事業推進室長
	阪井　清志	国土交通省都市・地域整備局	都市計画調査室長
ワーキング	西　　建吾	日本測地設計㈱	取締役副社長
	古倉　徹夫	パシフィックコンサルタンツ㈱	常務取締役
	廣川　繁	㈱千代田コンサルタント	東日本事業部　技師長
	竹内　佑一	㈶計量計画研究所	理事
	木村　淳	㈱国際開発コンサルタンツ	プロジェクトマネージャー
	三田村喜己男	㈱UR リンケージ	計画部　副部長
	大村　敏	㈱オオバ	技術本部　専門部長
	仁科　力	㈱市浦ハウジング＆プランニング	都市計画・設計室補佐
	後藤　剛之	パシフィックコンサルタンツ㈱	グループリーダー　技術次長

Ⅱ．調査内容

1．都市計画分野における資格制度

（1）都市計画分野

・都市計画分野の領域は不明確で、実際は周辺領域も含めた星雲のようなものである。

・都市計画分野は、計画論、事業論というロジックだけでなく、コーディネイト、事業プロデュースやマネジメントなど多様な役割が求められており、都市計画が扱う領域はますます広くなり、都市計画法でいう都市計画だけでは対応できない時代である。（作山 康 氏）

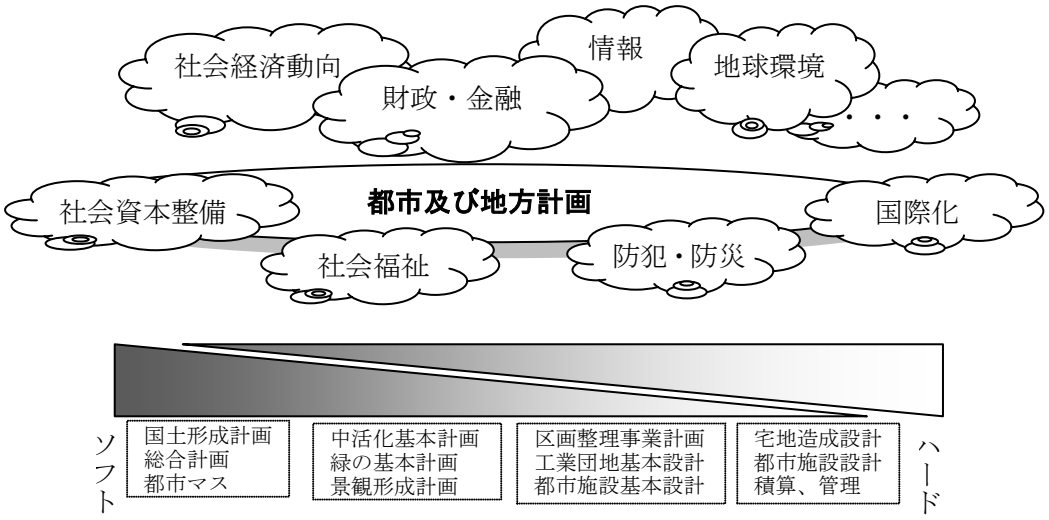

・これまでの都市計画分野の業務範囲は、都市計画や都市整備に係わるものが大多数であったが、昨今、都市計画部門が所管しているまちづくり以外のまちづくり関連業務も多くなっている。

・また、地方分権等の推進により、住民参加による施策や計画づくりが一般的になってきていることから、施策立案に関する支援業務やファシリテーター、コミュニティ・ディベロプメント支援などの業務もみられる。

【職能区分の視点】

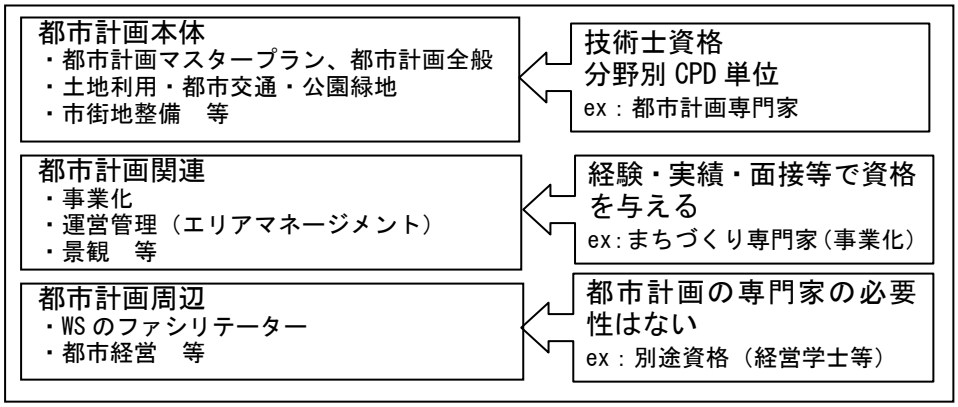

●定型業務もあるが非定型業務が多い

都市計画業務は、業務の着手段階ではその内容が固まっておらず、状況に応じて業務内容を随時企画・提案し、これを遂行していく「非定型業務」が多い。特に、これまでは都市化社会での一定の標準や基準等に基づいた都市計画が主体であったが、これからの成熟社会では創意工夫による柔軟で個性的なまちづくりが必要なため、非定型業務の比率が増大する。その理由としては以下の３点が考えられる。

①条件を詰めていく業務であるため

都市計画は公共事業の川上に位置するため、政策や構想に関する業務が多い。これらは各種の条件を詰めていくことそのものが業務となっている。このため、着手段階では業務内容が固まっておらず、状況に応じて業務内容や進め方を随時提案していくため、定型的な業務とはなりにくい。

また、同種・類似の業務の経験から得られた知識・知見を活用する面はあるが、政策・構想段階では自治体の状況に応じて幅があるため、アレンジする部分が大きく、この面でも定型業務とはなりがたい。

②計画の実現可能性を高める業務であるため

これまでの都市計画業務は計画をつくることが目的であったが、近年はこれに加え、計画の実現性を高めることや、実際に計画を実現することが求められている。これには既存の法制度を駆使したり、新たな仕組みをつくったりしなければならない場合が多く、定型的な業務になりにくい。

また、机上の業務やクライアント対応だけではなく、多様な主体との折衝や交渉をもとにコンセンサスをつくる業務も求められている。この業務では予測不可能な事態が起こることも度々あり、まさに不定型の業務となることが多い。

③最適解をつくる業務であるため

近年においては、行政だけで計画を実現していくことは難しく、多様な主体とのパートナーシップが必要になっている。このため、計画段階から多様な主体が参画し、これらの価値観を総合化し、最適解をまとめることが求められている。

従来の住民参加の中には、予定調和的にレールが敷かれているものもあったが、最近はこのような住民参加はアリバイづくりとして批判されることも多い。事前調整を極力減らした筋書きのない住民参加でないと参加者の満足度を高めることができない状況になっている。このような状況においては業務を定型化することは不可能であるし、その必要性も低くなっている。

出典：都市計画業務の発注ガイドライン

検討課題

《都市計画分野の領域》

(2)都市計画の専門家像

・都市計画分野におけるプランナーとは、かつて “都市計画や地域計画の調査・立案・事業化にあたって専門的な分析と総合化（計画づくり）を行う技術者”と定義されていた。現在は、総合化の意味が拡大し、事業化や運営管理、ソフトも含むまちづくりといった広範な範囲が含まれる。また、都市計画が細分化・拡大化され、多くの職種・分野にまたがってコラボレイトする必要性も高まり、専門性だけで論じることができなくなっている。

・しかし、都市計画やまちづくりの専門家像は漠として定められていないという実態があり、対応した職能が近い将来確立する状況にはない（大西 隆氏）。

検討課題

《職 能 の 確 立》

（３）都市計画コンサルタントに求められる能力等

●倫理性、公平性、公正性

前述のように都市計画業務の特性として「公共の福祉の追求」がある。公共の福祉の範囲を明らかにするために多様な主体間を調整していく業務は、本来は行政職員が実施するものである。その一部を都市計画コンサルタントに委託する場合は、その役割を担っていることの妥当性を問われることがある。このような場合、都市計画コンサルタントには専門性や経験と併せて、倫理性、公平性、公正性が求められる。

●知識・実績、構想力・調整力

また、都市計画業務は非定型のものが多く、業務についての専門的知識やこれまでの経験・実績とともに、構想力や調整力が求められる。

出典：都市計画業務の発注ガイドライン

(3)都市計画分野の資格制度

・都市計画における職能資格と言えば技術士（建設部門・都市及び地方計画）があるが、官公庁からの受注の際に資格として要求されるもので、専門家間での資格に対する認知度は高いものの、建築士のように一般の人が直接接する資格に比べて世間的な認知度は低い（大西 隆氏）。

・都市及び地方計画の技術士は、その試験内容から、計画技術、計画遂行能力を認定したものと理解される。

○技術士って？

〔技術士試験の仕組み〕

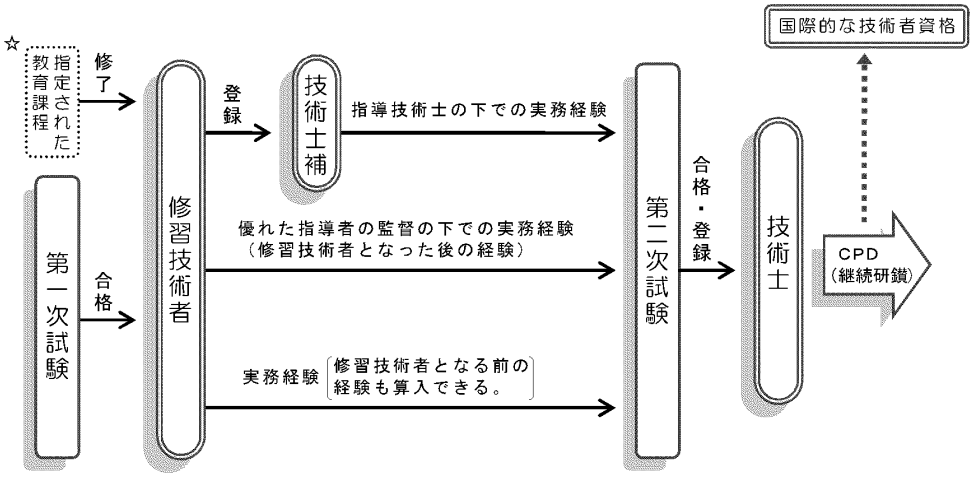

《技術士法》抜粋

「技術士」とは，第３２条第１項の登録を受け，技術士の名称を用いて，科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画，研究，設計，分析，試験，評価又はこれらに関する指導の業務（他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務を除く。）を行う者をいう。

「技術士補」とは，技術士となるのに必要な技能を修習するため，第３２条第２項の登録を受け，技術士補の名称を用いて，前項に規定する業務について技術士を補助する者をいう。

《都市及び地方計画》の内容

国土計画、都市計画（土地利用、都市交通施設、公園緑地及び市街地整備を含む。）、地域計画その他の都市及び地方計画に関する事項

○問題点・課題

①．試験制度

・技術士補の資格を得ないと技術士試験（二次試験）を受験出来ない。

・「都市及び地方計画」の属する建設部門の一次試験の専門分野（土質基礎、施工計画、道路、鉄道、鋼コンクリート、河川堤防、港湾空港、電力土木、トンネル、都市計画、建築環境からの選択）は土木工学系の設問が主体となっている。

・一次試験をクリアするには土木工学系の学問を修得した者が有利といえる。

・都市計画分野に従事する者は理工系や建築学系だけでなく経済や社会工学といった文系の出身者も多く、現制度化では資格取得に不利な状況となっている。

・登録の更新制度がなく、どの程度の技術力を有しているか評価できない。

②．専門性

・技術士試験の際は「専門とする事項」を明示するが、登録する際に「専門とする事項」の記載はなく、以後、「建設部門：都市及び地方計画」の技術士として業務に携わることになる。

・技術士資格を有していたとしても、都市計画分野の領域の不確実性から、その専門性が不明確である。

・業務の目的とその目的に沿った分野の専門家とうまくマッチングするシステムが必要であるが、その領域を明確にすることが簡単でないことから、技術士の資格を有しているが、その専門性と無関係な技術者が登場することも見受けられる。

検討課題
《技術士資格制度の隙間》

（4）社会的ニーズは？

・発注者は、委託目的を的確に理解し、発注者のニーズに応え、さらに問題・課題解決能力を有し、高品質な成果品を完成させる能力を有する技術者を求めている。

・発注者は、委託を受けた企業の管理技術者、担当技術者が当該業務に適した技術者であるのか、何を専門とした技術者であるのかを客観的に評価する手立てを持っていない。

・地方分権でいろいろ住民参加型の業務が予想されるが、地方自治体には住民に対応する職員が少ないことから、自治体と住民との間に入ってくれる専門家を求めている。

・地方分権によって自治体自身に専門的な能力がこれまで以上に要求されることが予想される。したがって、これをサポートする能力のあるコンサルタントのニーズが高まるものと思われる。

・首長のマニフェスト（政策公約）作成にかかる都市計画ブレーンが求められることが予想される。

検討課題
《社会的ニーズの分析》

(5)業界としての必要性は？

・都市計画技術の専門集団に対する社会からの信頼感を高めていくためにも、社会資本整備のどの段階で、どの程度の技術力を持った専門技術者が携わっており、そして、それぞれの責任がどのようになっているのかを社会に示す必要がある。

検討課題
《業界としての必要性》

(6)技術者個人としての必要性は？

・能力に応じた業務と責任を果たす都市計画の専門家として、社会から正当な評価を受ける必要がある。
・社会が多様化・複雑かつ高度化する中で、都市計画の専門技術者としての役割を確実に遂行していくためには、常に新しい科学技術の研鑽に励み、社会の仕組みを洞察する力が必要である。
・都市計画の専門技術者としてその責任を果たすためには、技術レベルを継続教育等によって恒常的に高めていく必要がある。

検討課題
《技術者個人としての必要性》

(7)資格制度導入によるメリットは？(他団体の資格制度等からの抜粋)

①. 一般社会・市民

・建築士のより詳細な情報が開示されることにより、建築士の仕事、その役割や責任は何か、多様な専門家の位置づけも明確になり、建築全体への社会の理解が深まり、建築士への信頼も高まる。(建築士会)
・「専攻建築士」の顕在化は、「一定レベルの能力と、実績のない建築士」との区別・淘汰が始まり、

「良貨が悪貨を駆逐する」ことに繋がる。その結果、欠陥建築の逓減を図ることができる。（建築士会）

②. 発注者

・努力・研鑽し、仕事のできる建築士＝「専攻建築士」が明確になり、発注者は「優良な建築士」を選択しやすくなる。（建築士会）

・設計や工事の発注等で、人の質の確保を図ることができ、結果「建築の質」を担保することになる。（建築士会）

・多様な専門家の役割と責任が明確になるので、発注者が望む目的に適した専門家を選択することで、発注時の誤解やミスマッチを防止することができる。（建築士会）

③. 業界・企業

・国際化の時代にあって、能力の第三者証明の必要性がよく言われるが、土木技術者の能力を評価・証明する土木学会の技術者資格制度はこうした時代の要請に応えるものである。（土木学会）

・本制度の推進により、これからの社会が求めるランドスケープアーキテクトの育成と彼らの社会的認知や地位の向上を目指すことが目標となっている。（RLA）

・「質の高い建築士」を雇用し、社員の技術レベルの維持向上を図ることは、企業の事業成果を高めると共に「人材育成の取組姿勢」が社会から評価されることになる。（建築士会）

・仕事を受ける際の業務体制表等で「CPD の研修記録」や「各領域の専攻建築士」を表示する積極的な情報開示は、顧客からの信頼性が高まる。（建築士会）

④. 個人

・技術者個人の資質と能力の継続的な維持・向上に直接役立ち、技術者個人の活躍の場が拡がるとともに、土木技術者の社会的評価や地位の向上に役立つ。（土木学会）

・常に一人の専門家として責任が持てるよう切磋琢磨することになり、職能感に根ざした自覚に立って、社会の変化を適切に受け止め、職能の進化・発展に努めることが責務となる。（RLA）

・当該業務を推進する能力の保有者を専門家として認定し、クライアントからの信頼を得ることで、良きパートナーとなり、実務を通じて社会に貢献できる。(RLA)

・第三者による「ＣＰＤ」や「実務実績」の証明により、信頼を得やすくなり、自らを有利に売り込むことができる。（建築士会）

・「CPD」の記録と登録により、研修や仕事の履歴が蓄積され能力開発の目安も得ることができ、結果として、「信頼のおける建築士」として、活用される機会が増える。（建築士会）

検討課題

《都市計画部門における
メリットの構築》

都市計画分野の資格分類のイメージ（タタキ台）

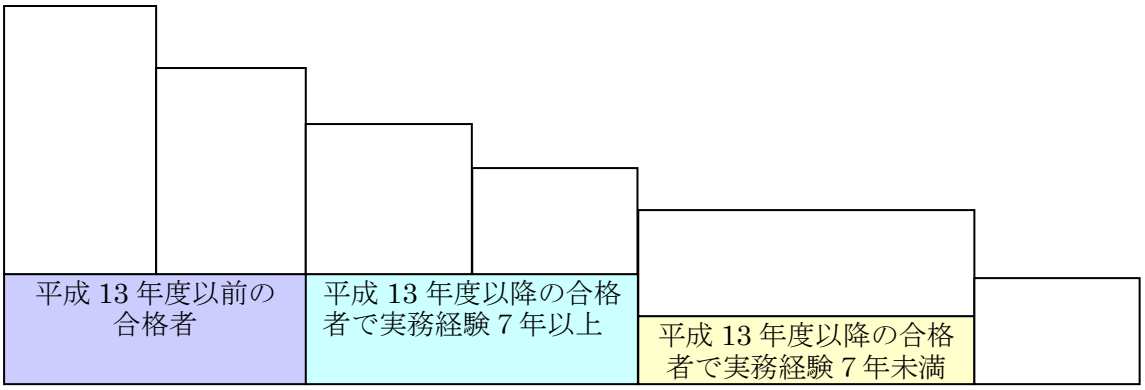

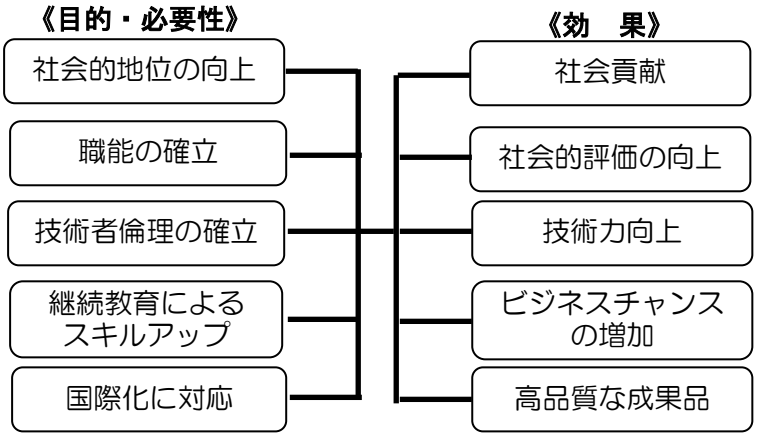

（8）課題

都市計画分野の資格制度検討にあたっては検討すべき課題が多い。

・都市計画分野の領域
・職能の確立
・技術士資格制度の隙間
・社会的ニーズの分析
・業界としての必要性
・技術者個人としての必要性
・都市計画部門におけるメリットの構築

2．プロポーザル方式における技術力評価のあり方

（1）検討フロー

◆現行の評価方法

○資　　格：技術士（総合技術監理、都市及び地方計画）
　　RCCM（都市計画）
○業 務 実 績：過去 10 年間の同種・類似業務実績
○地域精通力：対象市区町での業務実績、対象都道府県又は地方整備局管内での業務実績
○業 務 成 績：TECRIS 評価点及び地方整備局保有の評価点
○表彰の有無：地方整備局の局長表彰、当該事務所長表彰の有無
○ヒアリング：業務実施方針及びテーマに対する説明の的確性や分かり易さ、応答内容の的確性、応答態度の良さ　等

◆意向把握

発注者の意向

有識者の意見

受注者の意向

◆問題点・課題

問題点・課題

◆対応方針

技術力評価のあり方

◆発注者の意向
・東京都、中野区、横浜市、川崎市、さいたま市、町田市　等
・都道府県、市区町アンケート（未実施）
◆有識者
・柳沢氏、中井東工大教授、土井大東文大教授　等
◆受注者の意向
・部会メンバーの意向
・会員企業アンケート（未実施）

（2）技術力評価に関する問題点・課題

①. 現行の技術力評価方法

現行のプロポーザル方式における技術力評価方法を国、地方公共団体でみてみると以下のようである。

【国・UR】

○評価指標に普遍性がある
・同種・類似の業務内容は発注業務内容に基づいて比較的細かく規定
・地域精通度等の観点から、管内の実績が問われる

【地方公共団体】

○国の評価指標に準じているが独自性もみられる
・基本的には技術士資格を求めているが、平成 12 年以前、平成 13 年以降に区分している例もみられる
・CPD 単位を評価指標にしている例もみられる

②. 現行の技術士制度

現技術士制度については平成１３年度以降からこれまでの制度（技術士補、技術士）を下記のように改正している。

【技術士試験の構成】

改正前の技術士試験については、７年の実務経験のみをもって第二次試験を受験する場合と第一次試験合格後、技術士補の登録を経て、４年の実務経験をもって第二次試験を受験する場合から成る。

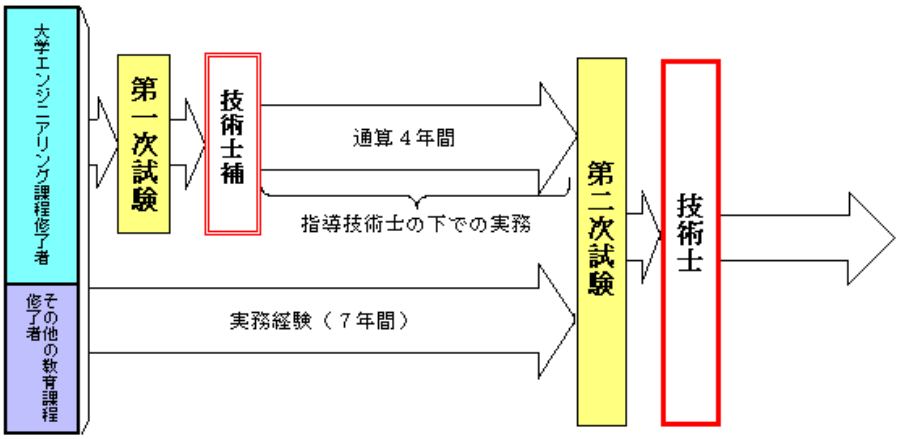

これに対し改正後は、技術士として備えるべき幅広い技術に関する基礎的な学識や職業倫理等を確認する第一次試験、及び当該受験分野に係る実務経験や専門的学識等を確認する第二次試験により行い、現行の７年の実務経験のみをもって直接第二次試験を受験する経路については廃止。　技術士の資格取得に至る方途は、第一次試験を受験し、所要の実務経験を経て、第二次試験を受験することが基本となっている。

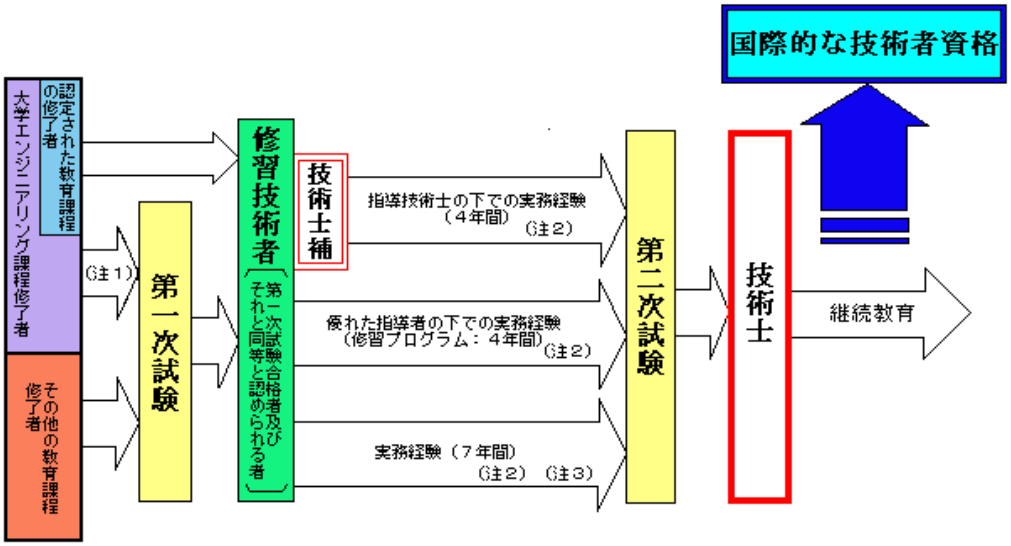

（注１）大学エンジニアリング課程修了者は、現行と同様に、第一次試験における共通科目（数学、物理、化学、生物、地学からの選択）は免除。
（注２）修士課程年数等については、内容等に応じて、実務経験年数として算入。また、第一次試験合格前における修士課程年数等についても、内容等に応じて同様に算入。
（注３）第一次試験合格前の実務経験年数（専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究等の業務に従事した期間）についても、実務経験年数として算入。

この改正により、とりわけ都市計画を専門とする分野において数多く存していた、理工学系大学出身者以外等の技術者にとって、第１次試験の受験が必須になると同時に、受験科目である共通（数学、物理、化学、生物、地学からの選択）、基礎（設計・計画、情報・倫理、解析、材料・化学・バイオ、技術連関からの選択）専門（土質基礎、施工計画、道路、鉄道、鋼コンクリート、河川堤防、港湾空港、電力土木、トンネル、都市計画、建築環境からの選択）の各科目をクリアしなければならなくなり、不得手、未経験という慣れない科目への対応を余儀なくされることになった。

その結果、以下のような点が課題として挙げられる。

理工系以外（文系等）出身の技術者にとって入り口部分でのハードルが高く、受験機会の減少や資格取得者数の停滞にもつながっている。

●都市計画の分野は、裾野が広い分野であり総合的な知見や経験に基づく実践力、応用力が基底となっている。これらについては、**「大学のエンジニアリング課程の修了者を基本」**とするように、改正された技術士制度の試験（１次試験での理工系必須の共通科目）への対応が、非常に高いハードルがあり、特に経験を有する中堅以降の、理工学系以外の出身者にとっては、余計な時間と労力を割くことに徒労感があり、結果として、技術士に相応しい知見を持ちながら、資格取得にいたっていない現状がある。

新しい概念の学部、学科出身の技術者にとっても入り口部分でのハードルが高く、受験に至らないことも懸念される。

●大学等高等教育機関の現状を見ると、学部、学科構成も従来の理工系、文科系という枠組みにとらわれない新たな概念の学部、学科が数多く生まれ、または改変している。このような大学等出身者が都市計画技術者を目指した場合、目指すべき目標としての技術士資格は、入り口部分で高いハードルに感じられ、受験に対するモチベーションの低下も考えられる。

都市計画と密接な関係がある建築系の大学等出身者においても、同様に1次試験の段階で技術士取得にこだわらない(断念する)ケースが多い。

●都市計画と密接な関係があり、優秀な都市計画技術者も数多く存在する建築系の大学等の出身者についても、技術士１次試験のハードルは高く、未経験である共通科目（数学、物理、化学、生物、地学からの選択）や土木部門の知識が要求される専門科目（土質基礎、施工計画、道路、鉄道等であり、選択可能な科目としては、都市計画、建築環境しかない）をクリアする必要があり、しかも、最近の傾向では、土質、構造力学・鋼構造、河川・水理の知識が必須傾向であり、やはり、この段階で受験を断念したり、なかなか合格に至らないケースが多くある。

(3)意向調査

■ヒアリング結果総括表

項　　目	有　　識　　者	発　　注　　者	受　　注　　者
■プロポーザル制度について	**○小規模業務のプロポーザルは課題** ・500万円以下では労力的に合わない ・同種・類似業務の多寡など、公平な競争性の確保が課題 ・プロポーザル制度の構造の見直しも必要	**○プロポーザル方式が意外と少ない** ・透明性、公平性に限界がある ・手続きが煩雑で時間がかかる ・財務局との関係（一般競争入札を志向）や他部局との調整が非常に負担となる ・短期間で委託可能な一般・指名競争入札を指向する傾向にある ・プロポーザル方式に適した案件が意外と少ない	**○発注者の理解度が不足** ・小規模な金額のプロポは労力的に合わない ・仕様が総花的で求める力点・到達点が不明確 ・提案内容よりも金額の評価も見られる
■企業評価か管理 技術者評価か	**○自治体は技術者よりも企業評価が前提** ・自治体は個人に依頼するという感覚が低い ・企業は会社に依頼することを前提	**○会社の体制・スタッフを重視** ・技術士が在籍する会社 ・体制の取れている会社 ・同種・類似業務実績を有する会社	**○自治体は技術者よりも企業評価が前提** ・企業名が評価される ・営業拠点が評価対象 ・業務遂行能力は担当者及び会社の基礎的性格
■技術力評価について	**○評価する側の技術力評価能力が課題** ・評価する側の専門的能力不足が課題 ・都市計画分野の領域が広く、行政側での評価は難しい	**○技術者の経験と業務実績・ヒアリングで評価** ・経験と業務実績、ヒアリングを重視 ・評価委員会の技術力評価のレベルが課題	**○技術力評価の視点が課題** ・挑戦力や発想力、創造力、コミュニケーション能力、課題解決能力などで評価 ・多分野に渡る業務の対応可能な範囲、JVなどの評価
■ヒアリングについて	**○ヒアリングに関する行政側の評価能力が課題** ・ヒアリングは聞き手側が優秀なことが前提 ・行政側にヒアリングを正当に評価できる能力があるのか疑問	**○ヒアリングを重視** ・プロポーザルの意義はヒアリング ・敢えて挑戦的な質問で意欲を確認 ・事務方とは認識の違いも	**○ヒアリングは必須条件** ・ヒアリングにより管理技術者の知見を確認 ・的確な評価視点の設定 ・ヒアリングによる多様な技術力評価
■技術士資格につ いて	**○技術士の認知度は低い** ・技術士の中身を理解している人は少ない ・資格は有効な評価指標とならない	**○技術士資格は参加要件** ・技術士資格は参加の最低要件 ・資格の有無を企業、技術者の足切り要件に活用	**○技術士資格が前提** ・技術士・RCCMの資格が参加条件。 ・工学博士以外の資格が要件にならない
■新たな資格制度について	**○新たな資格制度には懐疑的** ・業界だけのちからでは困難 ・活用されないと影響が大。立ち直れない懸念も	**○新たな資格については懐疑的** ・総合的な能力や専門性・分野が明確になるという期待もある ・国認定でのない資格の客観性、公平性・透明性の証明が求められる ・新たな資格制度の創設は難しい ・資格の内容や運用の適切性が求められる	**○都市計画分野周辺の資格制度** ・多様化する業務の中で都市計画分野周辺の資格も必要 ・教育と実務経験年数に応じた認定資格も必要
■事後評価(業務 評価点)について	**○業務評価点は有効** ・蓄積されれば客観的な評価指標		
■表彰制度について	**○表彰制度は客観的な評価指標** ・事後評価と絡めて客観性を高める ・発注者・受注者双方で評価すると、経験も含めて＋評価要素が客観化できる		
■CPD制度について	**○CPD単位を評価指標に** ・地方自治体へCPD制度を周知 ・CPD単位を評価指標に	**○自治体の認知度は低い** ・制度が自治体に浸透していない ・認知度が高まれば採用の可能性が高い	**○CPD単位を評価指標に** ・CPD単位を評価指標に
■求めるコンサルタントとしての技 量		**■求めるコンサルタントとしての技量** ・当該業務を良く理解し、発注者のニーズに応えてくれる人 ・基本構想やまちづくり計画等を策定する際に、そこに住む人の気持ちにたって構想やアイデアを出せる人 ・定められた規制や条件を見直してより良い、アイデアを提案してくれる人 ・特異な視点から技術提案をしてくれる人 ・横浜市は本省に近いので国の情報を取りやすいが、それを上回るような情報や提案をしてくれる人 ・ハッキリとしたイメージを持たないで委託することもあるので、調査を進める中で委託者のニーズに柔軟に応えてくれる人 ・職員数が限られているので発注者の役割を担える人材、住民・関係機関との調整を円滑に行なえる人 ・発注者が何を望んでいるのかを汲み取れる技術者 ・基盤整備（の計画・設計業務）等の特定分野のみが得意の技術者より全体（ソフト面、経済性、整備効果等）が把握できる人 ・多方面で業務を行っている経験から、発注者が分からない部分を補ってくれる人 ・以下のようなコンサルは困る。 発注者に教えてやるというような態度を取る人。 特　に建築士に多い。 言われたことしかやらない、主体的でない人 条件に固執し、柔軟性のない人	

a. プロポーザル方式

【現状】

・不定形な都市計画分野の業務に関しては、発想力や創造力に基づいた技術提案型の標準又は公募型プロポーザル方式が望ましいとの認識は高いものがある。

・発注者サイドはプロポーザル方式が望ましいとしつつも、透明性・公平性に限界を感じているとともに手続きが煩雑で時間を要するということで採用が少ないのが現状である。

・特に中小規模の地方自治体は委託案件が少ないこともあり、比較的手続きが容易な一般競争入札を採用している。

・最も客観性があり、かつコスト縮減にも効果的な方法は一般競争入札であるという、財政等の部門からの指摘も、プロポーザル方式の採用が少ない要因といえる。

・委託業務費が 500 万円未満や力点・到達点が不明確な特記仕様書、技術提案書類が膨大など、受託者側の負担に対する認識の低さも見られる。

【今後の課題】

・都市計画分野に限らず企画力や発想・想像力等を必要とする不定形な業務に関しては価格競争よりも技術提案に基づくプロポーザル方式の有効性を様々な機会を通じてアピールする必要がある。

・手続きの煩雑さや時間短縮を図るため、当協会発行の「プロポーザルの手引き(社)都市計画コンサルタント協会）」などの活用をアピールする必要がる。

・プロポーザル方式が望ましい業務形態や委託金額、技術提案書の様式等をアピールする必要がある。

b. 技術力評価

【現状】

・技術提案書をもとに、技術者の経験と業務実績、さらにヒアリングを通じて技術力を評価している。

・一方、広い領域を有し、不定型業務でもある都市計画分野の技術的内容を評価する発注者側の専門的能力不足を指摘する識者・受託者もある。

・また、評価する側においても、選定する評価委員会等の技術力評価レベルを疑問視する声もある。

・外部の識者を評価委員会に参画する例も見られるが、評価に対する見解の相違が顕著であったり、外部の識者が参画することに対して公平性等に疑問を呈する指摘もある。

・都市計画分野の多くの業務は、明確な仕様書が少なく、方法、アウトプット等が全く見えない状況の中での提案となり、評価の視点・判断基準が不明確なことが見られる。

【今後の課題】

・評価する側に専門技術能力の向上につながるような体制の構築を求める必要である。

・当該業務の力点や到達点を明確にし、評価の視点、評価項目を明確にするよう要求することが必要である。

c. ヒアリング

【現状】

・発注者の多くは、ヒアリングにより技術者の経験や業務実績、当該業務に対する意欲等を評価しているものの、一部の自治体や独立行政法人等ではヒアリングを実施していない例も見受けられる。

・また、事前に発注者・受託希望者の顔合わせを疑問視する自治体もみられる。

・ヒアリングは聴き手側が優秀であることが前提であるが、聴き手側に正当に評価できる能力があるのかという疑問の声が識者のなかにある。

・受託者側には、ヒアリングを必須とし、その中で管理技術者の知見や挑戦力、発想力、創造力、コミュニケーション能力、課題解決能力等を適切に評価することを望んでいる。

【今後の課題】

・受託者の専門的応用能力を評価するためにはヒアリングが必須であるということを働きかける必要がある。

・評価する側に対して専門的な技術的能力の向上を求める必要である。

・ヒアリング時における評価の視点、評価項目を明確にするよう要求することが必要である。

d. 技術士資格

【現状】

・技術士資格は世間一般の認識度が低く、技術力に対する有効な評価指標となっていない。

・発注者は、技術士資格を参加の最低条件として、資格の有無を応募者の足切の条件の一つとしている。

【今後の課題】

・技術士制度や技術士の役割・資質などを社会全般、発注者（建設部門以外）等にアピールする必要がある。

・文系や建築系の大学出身者にハードルの高い受験制度となっており、受験をためらったり、断念することが懸念される。

e. 新たな資格制度

【現状】

・新たな資格制度の対しては懐疑的な意見が多い。

・総合的な能力や専門・分野が明確となる期待もあるが、資格の客観性や公平性、透明性などが求められる。

・資格の内容や運用の適切性が求められる。

【今後の課題】

・新たな資格制度の創設に対して、その必要性や社会的なニーズ、運用等を引き続いて検討する必要がある。

ｆ．CPD 制度

【現状】

・自治体側に CPD 制度の認知度が極めて低く、知られていない。

・CPD 制度が有効であることが証明されれば、評価指標として採用される可能性が高い。

・識者、受注者側とも CPD 単位を評価指標とすることを望んでいる。

【今後の課題】

・自治体に CPD 制度を周知し、技術力の評価項目とするよう促す必要がある。

Ⅲ．今後の検討課題

「平成 21 年度　都市計画技術者の技術力評価方法に関する検討調査研究会」の検討内容を踏まえて、以下の事項についてそのあり方等について検討を進める。

・資格制度：技術士の実態について詳細な把握に努め、上乗せの認定等の必要性、大学のプログラム認定等について検討

・技術力評価：業務分野によるプロポーザルの実例を分析して評価軸のあり方を検討

・事後評価：既存の国やＵＲの基準、地方自治体ではじまっている事後評価例を集めて検討

参 考 資 料

資料１

現行の評価方法

国及びURの評価方法

国（地方整備局）	国（本庁）	UR
■企業評価 ①資格要件 ・当該技術部門の建設コンサルタント登録 ②業務経験 ・同種・類似業務実績の有無　かつ当該業務成績の評価点数 ③専門技術力 ・業務成績　過去の業務成績の評価点数 ・優良表彰の有無 ③事故及び不誠実な行為 ・文書注意、口頭注意等の有無 ■管理技術者評価 ①資格要件 ・技術士、RCCM、博士等の資格要件の有無 ②業務経験 ・同種・類似業務実績の有無　かつ当該業務成績の評価点数 ③専門技術力 ・業務成績　過去の業務成績の評価点数 ・優良表彰の有無 ③手持ち業務量 ・手持ち業務の件数、金額 ④ヒアリング評価 ・専門技術力、取組み姿勢、応答の的確性 ■業務実施体制 ・業務体制 ・設計共同体、再委託の有無 ■技術提案等 ①業務実施方針、実施フロー等 ②特定テーマに対する技術提案 ③参考見積もり	■管理技術者評価 ①業務経験 ・同種・類似業務実績の有無 ②手持ち業務量 ・手持ち業務の件数、金額 ③ヒアリング評価 ・専門性の確認、業務への取組み意欲、コミュニケーション力（質問に対する応答性） ■担当技術者 ・同種・類似業務実績の有無 ■業務実施体制 ・設計共同体、再委託の有無 ■技術提案等 ①業務実施方針、実施フロー等 ②特定テーマに対する技術提案 ③参考見積もり	■企業評価 ①業務経験 ・同種・類似業務実績の有無 ■管理技術者評価 ①資格要件 ・一級建築士、技術士等の資格要件の有無 ・実務経験年数 ②業務経験 ・同種・類似業務実績の有無 *③手持ち業務* *・手持ち業務量* *■業務実施体制* *・業務体制* *・設計共同体、再委託の有無* ■技術提案等 ①業務実施方針（業務理解度） ②実施体制 ②特定テーマに対する技術提案 ③参考見積もり （*斜字の項目*については、適用されない場合もある）

○評価指標に普遍性がある

・同種・類似の業務内容は発注業務内容に基づいて比較的細かく規定
・地域精通度等の観点から、管内の実績が問われる

地 方 自 治 体

北秋田市都市計画マスタープラン策定業務
プロポーザル実施要領

2. 配置予定技術者の条件

① 配置予定技術者は、以下の資格を有するものとする。

【管理技術者及び照査技術者】

1. 技術士(総合監理部門:選択科目を建設とする)
2. 技術士(建設部門) で平成 12 年度以前の試験合格者
3. 技術士(建設部門) で平成 13 年度以降の試験合格者の場合には、13 年以上の経験を有し、かつ同種業務の実績を有する者
4. RCCM で技術部門が「都市計画及び地方計画」の者

2) ヒアリングでは、技術提案書に記載された事項を主として質疑応答を行なう。

① 技術者の経歴や業務実績について
② 業務への取り組み姿勢(着眼点、実施方針)について
③ 各特定テーマに対する技術提案について
④ その他必要と認める事項

福島県
(会津・新潟地域連携検討業務委託)

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
配置技術者の実績 ４５点	①技術者資格（注１）	・ 技術士資格を有する場合	５点
		・ ＲＣＣＭ資格を有する場合	３点
		・ 上記に該当無い場合	０点
		得 点	／５ （計１０点(+1)）
		【評価基準】 ・ 資格、部門は都市計画・地方計画とする（管理技術者のみ。担当技術者は資格、部門を問わない）。	
	②技術研鑽への取組み（注１）	・ ＣＰＤ制度に継続参加中である場合	５点
		・ 上記に該当しない場合	０点
		得 点	／５ （計１０点(+1)）

札幌市
緑を感じる都心の街並み形成計画策定業務
プロポーザル実施要領

※ 技術士，一級建築士等の法令等に基づく特別な資格の有無を問わない。

	資格要件	技術者資格等	技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ①技術士資格（建設部門で平成１３年度試験以降の合格者は、７年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者） ②ＲＣＣＭを有する。 なお、上記以外の場合は特定しない。	５ ～ １０	

長野県

３）継続学習（最大１．０点）

ａ　建設系ＣＰＤ協議会に属する団体が認定したＣＰＤプログラムにおける学習単位が５０単位以上の者を主任技術者として配置できる場合　：１．０点

ｂ　ａ以外で建設系ＣＰＤ協議会に属する団体が認定したＣＰＤプログラムにおける学習単位が３０単位以上の者を主任技術者として配置できる場合　：０．５点

※１　学習履歴証明書は、証明期間の最終日が公告日以前３ヶ月以内のものを有効とする。なお、証明期間は５年以内とする。

○国の評価指標に準じているが独自性もみられる

・基本的には技術士資格を求めているが、平成 12 年以前、平成 13 年以降に区分している例もみられる
・CPD 単位を評価指標にしている例もみられる

資料２

現技術士資格制度の現状や課題等について

現技術士制度については平成13年度以降からこれまでの制度（技術士補、技術士）を下記のように改正している。

【技術士試験の構成】

改正前の技術士試験については、7年の実務経験のみをもって第二次試験を受験する場合と第一次試験合格後、技術士補の登録を経て、4年の実務経験をもって第二次試験を受験する場合から成る。

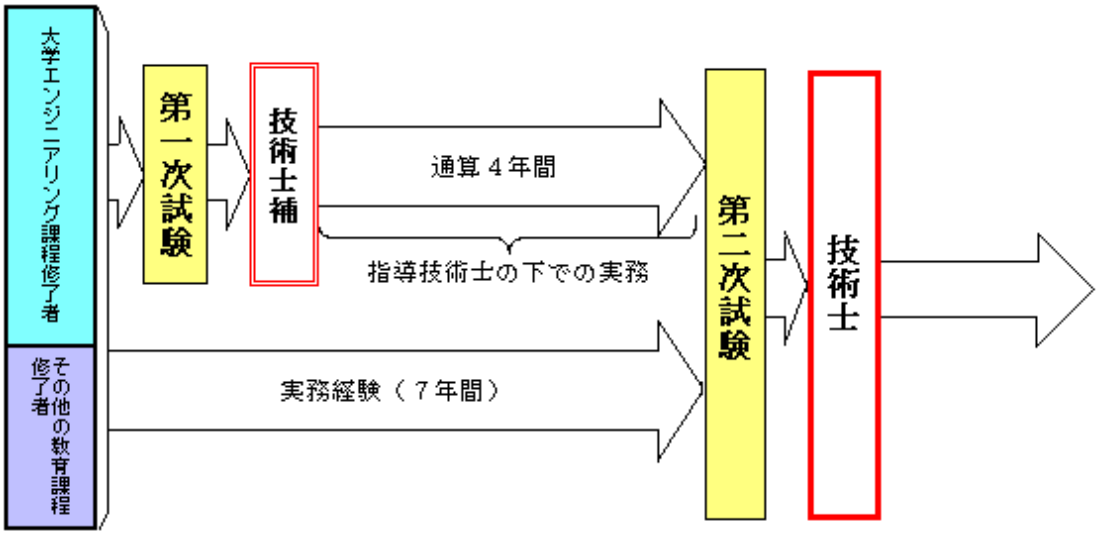

これに対し改正後は、技術士として備えるべき幅広い技術に関する基礎的な学識や職業倫理等を確認する第一次試験、及び当該受験分野に係る実務経験や専門的学識等を確認する第二次試験により行い、現行の7年の実務経験のみをもって直接第二次試験を受験する経路については廃止。 技術士の資格取得に至る方途は、第一次試験を受験し、所要の実務経験を経て、第二次試験を受験することが基本となっている。

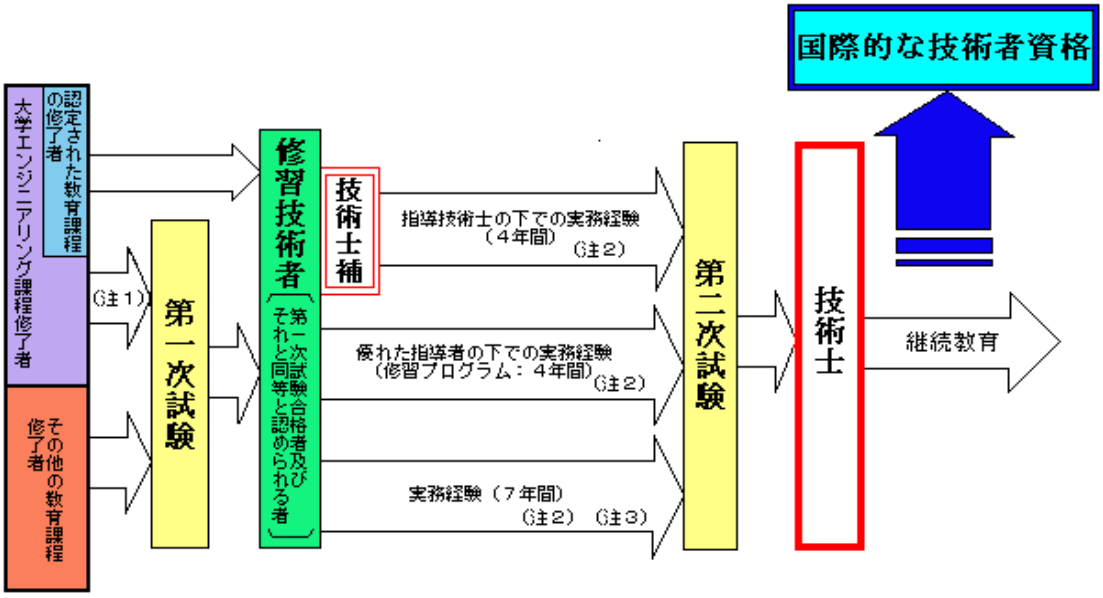

（注１）大学エンジニアリング課程修了者は、現行と同様に、第一次試験における共通科目（数学、物理、化学、生物、地学からの選択）は免除。
（注２）修士課程年数等については、内容等に応じて、実務経験年数として算入。また、第一次試験合格前における修士課程年数等についても、内容等に応じて同様に算入。
（注３）第一次試験合格前の実務経験年数（専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究等の業務に従事した期間）についても、実務経験年数として算入。

この改正により、とりわけ都市計画を専門とする分野において数多く存していた、理工学系大学出身者以外等の技術者にとって、第 1 次試験の受験が必須になると同時に、受験科目である共通（数学、物理、化学、生物、地学からの選択）、基礎（設計・計画、情報・倫理、解析、材料・化学・バイオ、技術連関からの選択）専門（土質基礎、施工計画、道路、鉄道、鋼コンクリート、河川堤防、港湾空港、電力土木、トンネル、都市計画、建築環境からの選択）の各科目をクリアしなければならなくなり、不得手、未経験という慣れない科目への対応を余儀なくされることになった。

その結果、以下のような点が課題として挙げられる。

理工系以外（文系等）出身の技術者にとって入り口部分でのハードルが高く、受験機会の減少や資格取得者数の停滞にもつながっている。

●都市計画の分野は、裾野が広い分野であり総合的な知見や経験に基づく実践力、応用力が基底となっている。これらについては、**「大学のエンジニアリング課程の修了者を基本」**とするように、改正された技術士制度の試験（1 次試験での理工系必須の共通科目）への対応が、非常に高いハードルがあり、特に経験を有する中堅以降の、理工学系以外の出身者にとっては、余計な時間と労力を割くことに徒労感があり、結果として、技術士に相応しい知見を持ちながら、資格取得にいたっていない現状がある。

新しい概念の学部、学科出身の技術者にとっても入り口部分でのハードルが高く、受験に至らないことも懸念される。

●大学等高等教育機関の現状を見ると、学部、学科構成も従来の理工系、文科系という枠組みにとらわれない新たな概念の学部、学科が数多く生まれ、または改変している。このような大学等出身者が都市計画技術者を目指した場合、目指すべき目標としての技術士資格は、入り口部分で高いハードルに感じられ、受験に対するモチベーションの低下も考えられる。

都市計画と密接な関係がある建築系の大学等出身者においても、同様に1次試験の段階で技術士取得にこだわらない（断念する）ケースが多い。

●都市計画と密接な関係があり、優秀な都市計画技術者も数多く存在する建築系の大学等の出身者についても、技術士１次試験のハードルは高く、未経験である共通科目（数学、物理、化学、生物、地学からの選択）や土木部門の知識が要求される専門科目（土質基礎、施工計画、道路、鉄道等であり、選択可能な科目としては、都市計画、建築環境しかない）をクリアする必要があり、しかも、最近の傾向では、土質、 構造力学・鋼構造、河川・水理の知識が必須傾向であり、 やはり、この段階で受験を断念したり、なかなか合格に至らないケースが多くある。

前ページのような問題点については、改正案が議論された平成 11～12 年におおいても、以下のような疑問や反対の声が上がっていたものである。

「技術士制度の改善方策について（案）」（平成11年12月1日技術士審議会）に対するご意見と回答（平成12年2月23日 9 より抜粋

■意見

「大学のエンジニアリング課程の修了者を基本」とすることについては、大学の工学系に片寄っており、幅広い人材確保の観点から改める必要がある。」

①エンジニアリング課程が工学を指すならば限定のしすぎ。

■第一次試験の受験要件については非常に問題あり。コンピューター系については（情報工学）、経営学や文科系の課程でも一流のエンジニアになることは可能（生物系、農業などについても同様の問題があるのでは）。また、現在大学の基礎学力は低下しており、多くの大学の課程はあまり実務技術や応用性には意味がない。文学部哲学科卒業でもトップクラスのエンジニアは日本の企業に多くいる。18歳くらいでなんとなく決めた自分の将来だけで、長い社会人生活、技術者生活が影響を受けては若手の優秀な人材にとって残念。

■大学エンジニアリング課程修了者を基本とする」は工学部出身者を指しての考え方であれば限定しすぎ。特に第一次試験では広い分野から人材を求めたらよい。

■「エンジニアリング」とは工学技術全般を指すものと考えられるところ、「エンジニアリング課程修了者」であれば、数学は必須科目で差し支えないが、今後ますます技術融合が必要となる環境問題を含め工学系のみに限定することは技術士の質の低下と縦割りの行政、学協会の難点をさらに助長する結果となることは明白。技術士は「幅広い応用能力と高度の専門技術」という現行制度の利点を維持向上する方向で検討いただきたい。

「数学、自然科学、及び技術に関する基礎的な知識とその応用能力」→

「自然科学に関する技術の基礎的な知識とその応用能力」

■エンジニアリング課程の修了者が工学課程の修了者のことを意味しているとすれば大問題。

□回答

米国のプロフェッショナル・エンジニアをはじめとする国際的に通用する技術者資格は、技術者として備えるべき幅広い技術に関する一般的な学識や倫理等について、大学のエンジニアリング課程を修了したレベルであることが明確に確認されております。

このため、技術者資格に係る国際的な同等性の確保の観点から、第一次試験を、技術士として備えるべき幅広い技術に関する一般的な学識や倫理等について、大学のエンジニアリング課程により習得する能力を有するかどうかを確認する内容に改めることとしています。

ここで、エンジニアリング課程という用語については、多くの方より、大学の工学部卒業者と解釈され、ご意見をいただきましたので、今回報告書（案）について、エンジニアリング課程の意味を明確にするため、次のように修文することとしました。

「第一次試験の目的は、上記②に示すように技術士としての基礎的な能力を確認する試験であり、また、国際的な同等性の確保の観点から、第一次試験は大学のエンジニアリング課程（工学のみならず、農学、理学等に係る技術系を含む）により習得すべき能力を確認することが適当

である。なお、これ以外の教育を受けた者についても、受験でき得ることを確保すべきである。」

②学歴要件を導入するのは反対。

■原則として大学の工学課程の修了が条件として提示されているようであるが、学歴要件を新規に導入するやり方は、学歴偏重が社会的是正の対象ともなっている現在、時代に逆行すると考えられるので反対。

■今回の案の受験要項は学歴偏重の助長が危惧される。学歴偏重社会からの脱皮が叫ばれている昨今から、この資格の受験要領に受験資格を設けず、門戸を広くひろげるべき。
■工科系の大学は卒業していなくても、これと同等以上の実力（知識及び体験）を有している高校卒の技術者も多い。これらの人達にも技術士への道を考慮してほしい。
■技術者は所定の教育機関での教育のみで育つものではなく、特定のプログラム履修者が特別の技術的能力を持っている保証はない。自己学習の努力で実力を備えるようになった人達を無視し、希望の門戸を閉ざさないように考慮すべき。
■現行の制度では「全ての者」が受験の機会を有しているのに対し、大学のエンジニアリング課程の修了者のみに受験機会を与えることとするのは反対。

□回答
今回の改正においては、技術士資格の国際的な同等性の確保の観点から、数学、自然科学、及び技術に関する一般的な知識とその応用能力とともに、職業倫理等の習得の確認を目的とする第一次試験の合格を技術士資格取得の条件とすることとしております。
　なお、報告書（案）におきまして、「大学のエンジニアリング課程の修了者を基本とする」との表現につきましては、第一次試験により確認するレベルを表現したものであり、その主旨を明確にするため、次のように修文することとしました。
「第一次試験は大学のエンジニアリング課程（工学のみならず、農学、理学等に係る技術系を含む）により習得すべき能力を確認することが適当」

技術士第一次試験
建設部門　文系出身者の占める割合

	申込者	合格者	申込者（文系）	合格者（文系）	申込者文系の割合	合格者文系の割合
平成21年度	16,365	4,987	306	55	1.9%	1.1%
平成20年度	16,564	2,747	297	25	1.8%	0.9%
平成19年度	20,511	8,440	343	109	1.7%	1.3%
平成18年度	24,657	3,804	341	22	1.4%	0.6%
平成17年度	27,531	4,535	395	41	1.4%	0.9%
平成16年度	35,628	13,672	449	120	1.3%	0.9%
平成15年度	44,821	19,370	447	137	1.0%	0.7%
平成14年度	22,330	1,907	204	12	0.9%	0.6%

技術士第二次試験
都市及び地方計画科目　文系出身者の占める割合

	申込者	合格者	申込者（文系）	合格者（文系）	申込者文系の割合	合格者文系の割合
平成20年度	1,322	159	33	4	2.5%	2.5%
平成19年度	1,139	158	37	5	3.2%	3.2%
平成18年度	1,105	125	30	4	2.7%	3.2%

世界各国の技術者資格制度の概要

国名	日本	米国	豪州	英国	フランス	ドイツ	(ユーロエンジニア制度)	韓国	シンガポール	マレーシア	インドネシア
資格の名称	技術士	Professional Engineer	CPE	Chartered Engineer	Ingenieur Diplome	Diplom Ingenieur	European Engineer	PE	PE	PE	PE
法的根拠の有無	技術士法	PE 法(州法)	Royal charter	Royal charter	エンジニアタイトル法	連邦法及び州法	なし	国家資格法	PE 法	エンジニア登録法	
資格認定機関	科学技術庁	州登録委員会	エンジニア協会	王立工学評議会	エンジニアタイトル委員会	工科系大学	FEANI登録委員会	労働省	国家開発省	公共事業省	インドネシアエンジニア協会
資格の部門数	19 部門	19 部門	7 部門(登録)	19 部門		22 部門		22 部門	6 部門	26 部門	11 部門
有資格者総数	45,000 人 (登録者39,000人)	414,000 人 (1995)	33,000 人	200,000 人	320,000 人	800,000 人	20,000 人 (1995) (イギリス人が多い)	19,500 人 (1999)	2,900 人	6,700 人	4,500 人
合格率	16%(1998)	35%		65%					70～80%		
合格者平均年齢	43 歳		最小年齢 25 歳	28 歳	23～24 歳	27～30 歳	40～44 歳				
工学教育の品質保証	承認	認定	認定	認定	承認	承認		承認	承認＋認定	承認	承認
試験	筆記・面接	筆記	面接・小論文	面接・小論文	なし	なし	なし	筆記・面接	筆記・面接	筆記・面接	面接
実務経験	4～7 年	2～6 年	3～5 年	4 年	0～2 年	基本的に教育課程に含まれている	2～4 年	7～14 年	0～5 年	3～15 年	3～8 年
再登録(資格更新)	なし	あり	なし	なし	なし	Civilのみあり	あり	なし	なし	なし	
協会加入	任意	任意	必須	必須	任意	任意	任意	任意	必須	必須	任意

資料 3

意 向 把 握

有識者ヒアリング結果のまとめ

■プロポーザル制度について

・自治体の業務は 500 万円以下が圧倒的に数が多い。その程度の金額でプロポーザルにするのには労力的にあわないという問題がある。

・現在の実績評価は、参入排除的にならないよう軽めの評価にしている。新規の参加者が参加し易くなるようハードルを低めに設定しているという背景がある。

・同種・類似業務の多寡で評価すると規模の大きい企業が有利となり、小規模企業が排除されることになる。

・プロポーザル制度そのものの構造を見直す必要もあるかも知れない。

○小規模業務のプロポーザルは課題
・500 万円以下では労力的に合わない
・同種・類似業務の多寡など、公平な競争性の確保が課題
・プロポーザル制度の構造の見直しも必要

■企業評価か管理技術者評価か

・自治体側には、個人に頼むという感覚が薄い。担当者が重要なことは無論なのだが、その前に担当がダメな場合に、カバーする組織力があるということを前提としている。

・全くの個人的能力をあてにする場合もあるが、それは極めて数が少ない。まず会社であることが、自治体には依然として重要だろう。

・評価には企業評価と技術者評価があるが、大切なのは管理技術者評価である。

○自治体は技術者よりも企業評価が前提
・自治体は個人に依頼するという感覚が低い
・企業は会社に依頼することを前提

■技術力評価について

・現行の評価方法で、資格や技術提案の小論文だけでは相手側、評価する側が専門的な能力不足などから評価できないのではないか。

・コンサルタントの能力は圧倒的に経験だと考えている。つまり有用な経験があることを客観的に相手に伝えられるかが問題となる。

・良い提案が評価されるためには、行政側の評価が重要であるが、技術力を評価する能力が必ずしも高くない。

・都市計画の技術力の評価は難しい。その理由として、①計画の性格上評価しにくい、②意思決定をサポートすることが求められる、③業務の領域が拡大している、などがあげられる。

・管理技術者の能力、実績をどのように評価するかが課題である。

○評価する側の技術力評価能力が課題
・評価する側の専門的能力不足が課題
・都市計画分野の領域が広く、行政側での評価は難しい

■ヒアリングについて

・ヒアリングによる技術力評価は、聞く相手が優秀であってはじめて成立する。普通の役所にはそういう人はまずいない。
・提案力や意思決定に関与する能力にはヒアリングが不可欠であるが、行政側にヒアリングを正当に評価できる能力があるのか疑問である。

○ヒアリングに関する行政側の評価能力が課題
・ヒアリングは聞き手側が優秀なことが前提
・行政側にヒアリングを正当に評価できる能力があるのか疑問

■技術士資格について

・評価する側の能力からすると技術者の資格の中身や職能を理解している人は少ないのではないか。
・資格は有効な評価指標にならないのではないか。ミニマムの能力を保障するという限りで、技術士をもっていれば 30 点、次に 60 点を超えるような人をどう評価するかが課題である。
・資格（技術士）が形骸化していると思われる――新たな資格に意味があるか

○技術士の認知度は低い
・技術士の中身を理解している人は少ない
・資格は有効な評価指標とならない

■新たな資格制度について

・資格のニーズはありそうであるが、業界だけの力では困難である。
・資格制度を創るのは大がかりになり、それでいて活用されないと色々な影響が大きく、立ち直れないこともある。
・資格制度については、やはり懐疑的だ。職能については随分議論したが、結局同じところを廻っているだけだ。

○新たな資格制度には懐疑的
・業界だけのちからでは困難
・活用されないと影響が大。立ち直れない懸念も

■事後評価（業務評価点）について

・国交省で行っている業務評定点や UR で始めた業務評価を地方自治体まで実施されるよう働きかける。

・評価者の主観に左右されるが、蓄積されれば客観的な評価指標となる。

○業務評価点は有効
・蓄積されれば客観的な評価指標

■表彰制度について

・国交省で行っているような業務表彰制度を、事後評価とからめて創設して学会（又は学会支部）で表彰する。
・県や市町村からの推薦や企業の自薦もあり得る。
・学会で業務発表会を行って審査員が審査して表彰するということもある。
・小さい賞を沢山創って表彰してはどうか。分野としては学会論文くらいのカテゴリーで始め、それがプロポーザルにも意味を持つようにできないかということを考えている。
・賞の評価は受注側・発注側の双方で評価することも必要だ。そうすれば、まず経験があって、その中に＋に評価できる要素があることを客観化できる。

○表彰制度は客観的な評価指標
・事後評価と絡めて客観性を高める
・発注者・受注者双方で評価すると、経験も含めて＋評価要素が客観化できる

■CPD 制度について

・技術者評価の一つの項目として加えるよう働きかける。
・都市計画部門の CPD 単位を指標とするようにする。

○CPD 単位を評価指標に
・地方自治体へ CPD 制度を周知
・CPD 単位を評価指標に

資料 4

発注者ヒアリング結果のまとめ

■プロポーザル制度について

・プロポーザル件数は２～３件／年。東京都都市整備局では３年間で１件であった。さいたま市ではほとんど実績はなく、今後も実施予定がない。
・プロポーザル方式には透明性、公平性に限界があると感じている。また、受託者側にも負担をかけている。
・手続きが煩雑で時間がかかるのでプロポが採用されていない。
・プロポの方が委託者の安心感があるが選定時間がかかりすぎる。
・企画立案や技術力、発想を期待する案件はプロポーザル方式が望ましいが、プロポーザル方式は時間がかかる。短期間で委託可能な一般・指名競争入札を指向する傾向にある。
・手続きが煩雑でなければ担当レベルではプロポも採用したい。ただし、財務局との関係（一般競争入札を志向）やプロポを実施する際の点数付け等、他部局との調整が非常に負担となる。

○プロポーザル方式が意外と少ない
・透明性、公平性に限界がある
・手続きが煩雑で時間がかかる
・財務局との関係（一般競争入札を志向）や他部局との調整が非常に負担となる
・短期間で委託可能な一般・指名競争入札を指向する傾向にある
・プロポーザル方式に適した案件が意外と少ない

■企業評価か管理技術者評価か

・技術士の資格を有する技術者がいる会社
・有資格者がおり、業務態勢が取れている会社。スタッフはそろっている会社
・一次選定の段階で企業内容（規模、技術者数、同種・類似業務実績）を確認
・重視するのは、技術者の評価と過去の実績（同種・類似）

○会社の体制・スタッフを重視
・技術士が在籍する会社
・体制の取れている会社
・同種・類似業務実績を有する会社

■技術力評価について

・技術者の経験と過去の業務実績（同種・類似）を重視する。
・技術力評価は、やはり同種・類似業務、ヒアリングで見極めるしかない。
・主体的にかかわれるという意欲があるか
・調査の流れの中にやる気が入っているか
・委託業者を選定する判断基準（配点割合等）は、業務内容に応じて担当課で設定する。
・評価委員会が評価することになっているが、担当部署としては評価委員会のレベルが気になる。委

員の技術レベル、熟度が課題といえる。

○技術者の経験と業務実績・ヒアリングで評価
・経験と業務実績、ヒアリングを重視
・評価委員会の技術力評価のレベルが課題

■ヒアリングについて

・ヒアリングにおける対応能力を最も重視している。プロポーザル方式の意義はヒアリングにある。

・ヒアリングにおいてはプレゼンテーション能力、仕事に対する取組み姿勢・意欲を確認する。
・プレゼン内容や意欲を確認するために敢えて挑発的な質問をする。
・事務方はあまり業者と行政担当者を直接会わせたくない意向であった。ただし担当としては直接ヒアリングをしたいと思っている。

○ヒアリングを重視
・プロポーザルの意義はヒアリング
・敢えて挑戦的な質問で意欲を確認
・事務方とは認識の違いも

■技術士資格について

・技術士は管理技術者の最低要件である。ただし、案件によって他の資格を求める可能性はある。
・技術士はほとんどのコンサルが持っており、その点では足切りとしての意味がある。

・技術士は計画分野全て関する資格として位置づけており、特定の分野に関する知識や能力が判断できない。

○技術士資格は参加要件
・技術士資格は参加の最低要件
・資格の有無を企業、技術者の足切り要件に活用

■新たな資格制度について

・技術士に上乗せするような資格はあった方が望ましい。専門性、得意分野が分かり易くなる。
・総合的な能力、技術力＋付加価値（ソフト面、経済効果等）を有する技術者が望ましい。
・何かあった方がいいかも知れないが、難しいのではないか。調整能力やファシリティターなどの能力が必要になってはいるが、その技量をどう評価して資格とするかは難しい。
・新たな資格については、行政側からみると公平性かどうか、資格の内容や運用が適切かということが求められる。
・新たな資格をつくっても、担当者が多くの物件を掛け持ちしているのであれば信頼できない。資格だけでは判断できない。
・専門性を表す資格として何かあった方がいいかも知れないが、難しいのではないか。

・国の認定のない民間団体の資格に客観性があるのか。管財課が認めるか疑問だ。公平性・透明性が証明されるのか。
・庁内のデータベースに記載するほどの公的（客観的）資格として位置づけられるならば、新たな資格は目安程度になる。

○新たな資格については懐疑的
・総合的な能力や専門性・分野が明確になるという期待もある
・国認定でのない資格の客観性、公平性・透明性の証明が求められる
・新たな資格制度の創設は難しい
・資格の内容や運用の適切性が求められる

■CPD 制度について

・CPD 制度については知らなかった。地方自治体に浸透していないのではないか。
・担当の管財課が認識すれば評価項目として採用するのではないか。
・CPD は今後の可能性として考えられる。
・このような制度があるのであれば、担当部署としては注目していきたい。

○自治体の認知度は低い
・制度が自治体に浸透していない
・認知度が高まれば採用の可能性が高い

■求めるコンサルタントとしての技量

・当該業務を良く理解し、発注者のニーズに応えてくれる人
・基本構想やまちづくり計画等を策定する際に、そこに住む人の気持ちにたって構想やアイデアを出せる人
・定められた規制や条件を見直してより良い、アイデアを提案してくれる人
・特異な視点から技術提案をしてくれる人
・横浜市は本省に近いので国の情報を取りやすいが、それを上回るような情報や提案をしてくれる人
・ハッキリとしたイメージを持たないで委託することもあるので、調査を進める中で委託者のニーズに柔軟に応えてくれる人
・職員数が限られているので発注者の役割を担える人材、住民・関係機関との調整を円滑に行なえる人
・発注者が何を望んでいるのかを汲み取れる技術者
・基盤整備（の計画・設計業務）等の特定分野のみが得意の技術者より全体（ソフト面、経済性、整備効果等）が把握できる人
・多方面で業務を行っている経験から、発注者が分からない部分を補ってくれる人
・以下のようなコンサルは困る。
　発注者に教えてやるというような態度を取る人。特に建築士に多い。
　言われたことしかやらない、主体的でない人
　条件に固執し、柔軟性のない人

資料5

国官技第１２６号
平成２０年9月２６日

各地方整備局長　　あて

大臣官房技術審議官

地方整備局委託業務等成績評定要領の改正について

地方整備局の所掌する委託業務等の成績評定に必要な事項について、標記要領を別紙のとおり改正したので、遺憾のないよう実施されたく通知する。

別表①

項　目　別　評　定　点

評価項目	評価の視点		業務評定 （評定点／満点）	技術者評定 管理技術者 主任技術者 （注１・２） （評定点／満点）	技術者評定 担当技術者 （評定点／満点） （注１）	技術者評定 照査技術者 （評定点／満点） （注１）
専門技術力	提　案　力 改　善　力		点／　点	点／　点	点／　点	—
	業務執行技術力		点／　点	点／　点	点／　点	—
	施工時への配慮（注３）	概略設計 予備設計	点／　点	点／　点	点／　点	—
		詳細設計	点／　点	点／　点	点／　点	—
	コスト把握能力（注３）		点／　点	点／　点	点／　点	—
管理技術力	工程管理能力		点／　点	点／　点	—	—
	品質管理能力		点／　点	点／　点	—	点／　点
	迅　速　性 弾　力　性 調 整 能 力		点／　点	点／　点	—	—
ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ力	説　明　力 協　調　性 ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ力		点／　点	点／　点	点／　点	—
取組姿勢	責　任　感 積　極　性 倫　理　観		点／　点	点／　点	点／　点	—
成　果　品　の　品　質			点／　点	点／　点	点／　点	点／　点
評定点の小計（注４）			点／　点	点／　点	点／　点	点／　点
業務執行に係る過失に伴う減点			点	点	点	点
事故等による減点			点	点	点	点
瑕疵修補又は損害賠償による減点			点	点	点	点
その他（　　）			点	点	点	点
総合評定点（注４）			点 ／ 100点	点 ／ 100点	点 ／ 100点	点 ／ 100点

注）１．各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。
　　２．測量作業及び地質調査においては、現場代理人及び主任技術者が該当する。
　　３．「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。
　　４．評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。

別表②

項　目　別　評　定　点

業務名：

評価項目	評価の視点	業務評定・技術者評定 業務評定・管理技術者・担当技術者
専門技術力	目的と内容の理解	点　／　　点
	的確な履行	点　／　　点
	業務目的の達成度	点　／　　点
管理技術力	業務実施体制の的確性	点　／　　点
	打ち合わせの理解度	点　／　　点
	指揮系統の迅速性、確実性	点　／　　点
取組姿勢	責任感、積極性	点　／　　点
評定点の小計　（注）		点　／　100　点
業務執行に係る過失に伴う減点		点
事故等による減点		点
瑕疵修補又は損害賠償による減点		点
その他（　　）		点
総合評価点		点　／　100点

注）評定点の小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

８．業務評定項目

評価項目				評価の視点	（１）地質調査、単純調査等業務、測量作業				（２）調査業務、計画業務				（３）設計業務			
					主任調査員	総括調査員	完了検査官	評定点	主任調査員	総括調査員	完了検査官	評定点	主任調査員	総括調査員	完了検査官	評定点
プロセス評価	専門技術力	提案力 改善力		業務着手段階における 業務特性等の考慮	○			④= ①×2/21	○			④= ①×2/21	○			④= ①×2/24
				業務遂行段階における提案	○				○				○			
				業務遂行上必要となる課題の提案	○				○				○			
				業務内容等改善の提案	○				○				○			
				小　計	①			④	①			④	①			④
		業務執行技術力		目的と内容の理解	○			④= ①×4/21×1/10+②×4/21×5/10+③×4/21×4/10	○			④= ①×4/21×1/10+②×4/21×5/10+③×4/21×4/10	○			④= ①×4/24×1/10+②×4/24×5/10+③×4/24×4/10
				必要情報の把握	○				○				○			
				作業（業務）項目、作業（業務）手法 または　検討項目、検討手法	○	○	○		○	○	○		○	○	○	
				打ち合わせ資料の内容	○				○				○			
				十分な技術力	○		○		○		○		○		○	
				小　計	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④
		施工時への配慮 （設計時評価、設計業務を対象に評定する。イ、ロのいずれかを選択する。）	イ．『概略設計』『予備設計』の場合	施工に関する一般的な知識									△			④= ①×1/24
				施工条件等の把握									△			
				小　計									①			④
			ロ．『詳細設計』の場合	施工に関する一般的な知識									△			④= ①×1/24
				施工条件等の把握									△			
				施工計画 （施工方法、仮設備計画）									△			
				小　計									①			④
		コスト把握能力 （設計業務を対象に評定する。）		コスト把握能力									△			④= ①×1/24
				小　計									①			④
	管理技術力	工程管理能力		実施手順、工程計画	○			④= ①×2/21	○			④= ①×2/21	○			④= ①×2/24
				実施体制	○				○				○			
				打合せ内容の理解、記録	○				○				○			
				工程管理	○				○				○			
				小　計	①			④	①			④	①			④
		品質管理能力		ミス防止の実施	○			④= ①×2/21	○			④= ①×2/21	○			④= ①×2/24
				小　計	①			④	①			④	①			④
		迅速性 弾力性 調整能力		当初計画の変更	○			④= ①×1/21	○			④= ①×1/21	○			④= ①×1/24
				関連事業者間の調整	○				○				○			
				地元住民との合意形成	○				○				○			
				小　計	①			④	①			④	①			④
	コミュニケーション力	説明力 協調性 ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ力		理解しやすい説明・ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ （資料）	○			④= ①×1/21×1/10+③×1/21×9/10	○			④= ①×1/21×1/10+③×1/21×9/10	○			④= ①×1/24×1/10+③×1/24×9/10
				理解しやすい説明・ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ （対応）	○		○		○		○		○		○	
				説明を補う努力	○				○				○			
				円滑な業務遂行への努力	○				○				○			
				小　計	①		③	④	①		③	④	①		③	④
	取組姿勢	責任感 積極性 倫理観		責任感、積極性	○			④= ①×2/21×1/10+②×2/21×9/10	○			④= ①×2/21×1/10+②×2/21×9/10	○			④= ①×2/24×1/10+②×2/24×9/10
				責任感、積極性、倫理観		○				○				○		
				小　計	①	②		④	①	②		④	①	②		④
結果評価		成果品の品質		目的の達成度	○		○	④= ①×7/21×1/10+③×7/21×9/10	○		○	④= ①×7/21×1/10+③×7/21×9/10	○		○	④= ①×8/24×1/10+②×8/24×9/10
				的確なとりまとめ	○		○		○		○		○		○	
				ミスの有無	○		○		○		○		○		○	
				小　計	①		③	④	①		③	④	①		③	④
⑤小計（注３）					⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
業務執行に係る過失に伴う減点				⑥業務執行上の過失		⑥		⑥		⑥		⑥		⑥		⑥
				⑦守秘性に伴う過失		⑦		⑦		⑦		⑦		⑦		⑦
⑧事故等による減点（業務遂行段階を対象とする）								⑧				⑧				⑧
⑨成果品に、受託者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約図書に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点（軽微なミスの修正を除く）								⑨				⑨				⑨
⑩その他								⑩				⑩				⑩
総合評点　（⑤＋⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩）＝⑪								⑪				⑪				⑪

▭は、評定対象外
○　は、必須評定項目
△　は、選択評定項目

注：１．「担当技術者」は、それぞれ３人までとする。
２．各評価項目の評定点は、少数第二位を四捨五入し、小数第一位までとする。
３．「⑪小計」は、少数第一位を四捨五入し整数とする。

（2）調査業務、計画業務　①〔主任調査員用〕　(1/4)

評価項目			評価の視点	配点	得点率 優 1.0	標準 0.8	0.6	0.4	劣 0.2	得点	評価細目
プロセス評価	専門技術力	提案力 改善力	業務着手段階における業務特性等の考慮	20	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.6」 〃=1⇒「0.8」、〃=2⇒「1.0」						□ ・当該業務の仕様や発注者からの指示等を満たす提案がなされた。 □ ・当該作業（業務）の特性を考慮しつつ、新たな、あるいは高度な調査･解析の手法･技術に関する提案がなされた。注）
			業務遂行段階における提案	40	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.6」 〃=1⇒「0.8」、〃=2⇒「1.0」						□ ・業務遂行段階で新たな視点からの提案がなされた。 □ ・関連する多面的な視点から検討された、あるいは高度な技術レベルに基づく提案がなされた。注）
			業務遂行上必要となる課題の提案	20	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.6」 〃=1⇒「0.8」、〃=2⇒「1.0」						□ ・当該業務で不足する課題が抽出された。 □ ・検討課題と共に今後実施すべき検討事項・方針等が提案された。
			業務内容等改善の提案	20	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.6」 〃=1⇒「0.8」、〃=2⇒「1.0」						□ ・業務の作業効率を向上させる提案が、自主的になされた。 □ ・業務の内容・精度を向上させる提案が、自主的になされた。
			小　計	100	①						
		業務執行技術力	目的と内容の理解	20	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」、〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」、〃=4⇒「1.0」						□ ・業務（調査）計画書に必要事項が記載されていた。 □ ・当該業務の目的、内容が理解されていた。 □ ・業務（調査）計画書の実施方法等に、業務内容を具体化する記述があった。 □ ・特記仕様書等に示された当該業務と関連する他の業務、事業が理解されていた。
			必要情報の把握	20	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」、〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」、〃=4⇒「1.0」						□ ・業務着手時点において、適切に資料等が整備された。 □ ・業務実施の各段階で、入手した資料が理解･活用されていた。 □ ・業務遂行段階で、新たに必要とされた情報収集の努力がなされていた。 □ ・業務遂行段階で、当該業務に有意な情報が自主的に提供された。
			検討項目 検討手法	20	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」、〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」、〃=4⇒「1.0」						□ ・検討項目は、特記仕様書等の設計図書の項目を満足していた。 □ ・採用された検討手法の技術的内容は、業務の目的に適合していた。 □ ・業務目的に照らし必要な検討項目が不足無く設定され、検討項目間の整合も図られていた。 □ ・提案された業務手法は、従来技術を応用･統合化あるいは先進技術を活用するなど、難易度の高いものであった。注）
			打ち合わせ資料の内容	20	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」、〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」、〃=4⇒「1.0」						□ ・打ち合わせ資料に大きなミスがなかった。 □ ・打ち合わせ資料に、業務を進めるにあたっての課題等が適切に盛り込まれていた。 □ ・打ち合わせ資料に、業務を進めるにあたっての課題解決策や提案等が適切に盛り込まれていた。 □ ・適用する諸基準類のない業務、若しくは難易度の高い業務等を進めるにあたり、的確な理論展開による説明が盛り込まれていた。
			十分な技術力	20	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」、〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」、〃=4⇒「1.0」						□ ・業務に必要な技術基準、マニュアル、共通仕様書等が十分に理解されていた。 □ ・特記仕様書等に示された当該業務固有の条件に対応可能な十分な技術力を有していた。 □ ・業務遂行段階において、発生した課題や発注者から新たに指示された事項について十分満足できる解決が図られていた。 □ ・新たな、あるいは高度な調査･解析等の手法･技術に十分対応できる能力を有していた。注）
			小　計	100	①						

注）考査基準の巻末「参考：採点上の補足」を参照のこと。

（2）調査業務、計画業務　①〔主任調査員用〕　(2/4)

評価項目			評価の視点	配点	得点率 優 1.0	標準 0.8	0.6	0.4	劣 0.2	得点	評価細目
プロセス評価	管理技術力	工程管理能力	実施手順 工程計画	30	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」、〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」、〃=4⇒「1.0」						□ ・契約書等に記載された期限以内（ex.契約締結後14日以内）に業務工程表が提出され、速やかに業務の着手がなされた。 □ ・業務実施方針及び工程表には、設計図書に示された事項が適切に反映されていた。 □ ・業務実施方針又は詳細な工程表には、業務実施上のポイントとなる工程目標等が具体的に示されていた。 □ ・作業（調査、検討）項目間の実施手順等が適切に計画されていた。
			実施体制	10	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」、〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」、〃=4⇒「1.0」						□ ・契約図書に基づき、管理技術者届け及び業務計画書が提出された。 □ ・業務計画書に示された業務組織計画に基づく実施体制により、業務が履行された。 □ ・配置された担当技術者若しくは照査技術者は、業務内容に応じた技術者が配置され、適正に履行された。 □ ・業務計画書（業務組織計画）に示された実施体制は、本業務の履行に対して十分な体制であった。
			打合せ内容の理解、記録	20	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」、〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」、〃=4⇒「1.0」						□ ・打合せ記録簿が、打合せ後速やかに提出された。 □ ・打合せ記録簿の記載内容が打ち合わせ結果を適切に反映し、打合せ後の進め方や懸案事項等が的確に整理されていた。 □ ・受注者内（再委託先等を含む）で意志疎通がなされ、指示や打ち合わせ事項が、その後の資料等に適切に反映されていた。 □ ・打合せ時に生じた不明点等の協議・確認が適切になされ、打合せ内容が理解された（打合せ後に不明点等に対する問い合わせ等を発注者に行うことはなかった）。
			工程管理	40	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」、〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」、〃=4⇒「1.0」						□ ・指示や注意を行う必要のあるような工程の遅れや、履行期限内に納品されない等はなかった。 □ ・設計図書に基づく作業状況の報告、履行報告等を適切な時期に提出していた。 □ ・関連する他の業務や工事等に影響を及ぼすことなく完了できた。 □ ・履行中のポイントとなる工程目標等も含め、全体を通して工程計画どおり完了できた。
			小　計	100	①						
		品質管理能力	ミス防止の実施	100	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.6」 〃=1⇒「0.8」、〃=2⇒「1.0」						□ ・「業務計画書」における「成果品の品質を確保するための計画」に記述された内容とその活動を適切に実施した等、品質の管理がされたことを確認できた。 □ ・品質管理のためのシステムが構築されている部署で業務が行われ、かつ、それらの成果への反映について確認できた。 (ex.ISO9001等の認証取得状況と成果への反映の確認)
			小　計	100	①						

（2）調査業務、計画業務　①〔主任調査員用〕　(3/4)

評価項目			評価の視点	配点	得点率 優 1.0 / 0.8 / 標準 0.6 / 0.4 / 劣 0.2	得点	評価細目
プロセス評価	管理技術力	迅速性 弾力性 調整能力	当初計画の変更	40	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.6」 〃=1⇒「0.8」、〃=2⇒「1.0」		□ ・業務遂行中に生じた、当初工程計画や業務内容の変更要請、あるいは調査職員の指示等に迅速に対応した。 □ ・その結果生じた検討内容が特に優れていた。
			関連事業者間の調整	30	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.6」 〃=1⇒「0.8」、〃=2⇒「1.0」		□ ・発注者からの指示、あるいは発注者との協議結果に基づき、関連事業者間の調整に係わる提案資料が作成された。 □ ・作成された資料の内容が特に良くとりまとめられていた。
			地元住民との合意形成	30	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.6」 〃=1⇒「0.8」、〃=2⇒「1.0」		□ ・発注者からの指示、あるいは発注者との協議結果に基づき、地元住民等との合意形成（円滑な業務履行の確保に資する地元等への配慮等を含む）に係わる提案資料が作成された。 □ ・作成された資料の内容が特に良くとりまとめられていた。
			小　計	100	①		
	コミュニケーション力	説明力 協調性 ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ力	理解しやすい説明 ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ （資料）	30	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」、〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」、〃=4⇒「1.0」		□ ・日時･場所･参加者･目次･頁等が明記された資料となっていた。 □ ・図表等を用いることにより、理解しやすい資料となっていた。 □ ・資料の内容が簡潔明瞭であり、理解しやすい資料となっていた。 □ ・資料の要約が作成されており、容易に内容を捉えることができた。
			理解しやすい説明 ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ （対応）	30	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」、〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」、〃=4⇒「1.0」		□ ・打合せ開始時に、打合せの趣旨･目的が説明された。 □ ・質問に対し的確な回答がなされた、又は即答できない場合には回答期限が提示された。 □ ・一般論と当該業務固有の議論が明確に区別されていた。 □ ・曖昧な表現がない、的確かつ論理的な説明により、内容が容易に理解できた。
			説明を補う努力	20	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」、〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」、〃=4⇒「1.0」		□ ・説明の際に、相手の理解度を把握するよう努力されていた。 □ ・説明が不十分の場合、他のメンバーにより補足説明がなされた。 □ ・相手の理解度に応じ、説明のポイント･速さ等が工夫されていた。 □ ・説明を補足するための的確な資料が、周到に用意されていた。
			円滑な業務遂行への努力	20	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.6」 〃=1⇒「0.8」、〃=2⇒「1.0」		□ ・密に業務の進捗状況等が発注者に報告されていた。 □ ・業務遂行上、課題や問題点が発生した場合に迅速に報告がなされた。
			小　計	100	①		

（2）調査業務、計画業務　①〔主任調査員用〕　(4/4)

評価項目			評価の視点	配点	得点率 優 1.0	標準 0.8	0.6	0.4	劣 0.2	得点	評価細目
プロセス評価	取組姿勢	責任感 積極性 倫理観	責任感 積極性	100	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」、〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」、〃=4⇒「1.0」						□ ・管理技術者、照査技術者、担当技術者として、責任逃れの言動は無かった。 □ ・打合せにおいて確認・解決すべき事項について見逃しがなかった。 □ ・業務遂行に誤りが無いよう、必要に応じ協議事項･決定事項等が再確認されていた。 □ ・業務遂行段階において不明な点が生じた場合、問い合わせや確認が迅速になされた。
			小　計	100	①						
結果評価	成果品の品質		目的の達成度	40	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」、〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」、〃=4⇒「1.0」						□ ・設計図書に提示された項目が、漏れなく実施された。 □ ・業務遂行段階での指示事項が、漏れなく実施された。 □ ・業務成果は、業務目的に照らし満足できる内容のものであった。 □ ・高度な技術レベル、多岐にわたる検討項目など、難易度の高い業務に対し必要な業務成果が得られた。注）
			的確なとりまとめ	30	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」、〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」、〃=4⇒「1.0」						□ ・設計図書にある検討項目、業務遂行段階での指示事項を、漏れなく取りまとめている。 □ ・理解しづらい文章表現等は、ほとんど認められない。 □ ・簡潔で理解しやすい表現になっており、記載方法に創意工夫がみられ読みやすい。 □ ・設計図書にある事項、業務遂行段階での指示事項を関連づけ、重要な点が理解しやすく取りまとめられている。
			ミスの有無	30	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」、〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」、〃=4⇒「1.0」						□ ・チェック方法に努力と工夫が見られた成果品であった。 □ ・成果品の品質に大きく影響しない（簡易に修正できる）表記・計算等のミスも認められなかった。 □ ・誤字･脱字、表記等、軽微なミスも認められなかった。 □ ・必要書類も整備されていた。
			小　計	100	①						

注）考査基準の巻末「参考：採点上の補足」を参照のこと。

（２）調査業務、計画業務　②〔総括調査員用〕　(1/1)

評価項目			評価の視点	配点	得点率 優　標準　劣 1.0　0.8　0.6　0.4　0.2	得点	評価細目
プロセス評価	専門技術力	業務執行技術力	業務執行技術力	100	右記評価細目の該当項目を総合的に判断して「0.2」「0.4」、「0.6」（基準点）「0.8」、「1.0」を付与する。		□ ・当該業務の目的と内容の理解について、特に評価できるものであった。 □ ・当該業務に必要な情報の把握について、特に評価できるものであった。 □ ・当該業務に対する検討項目及び検討手法について、特に評価できるものであった。 □ ・当該業務の打合せ資料の内容について、特に評価できるものであった。 □ ・当該業務に必要とされる技術力を十分に発揮し、特に評価できるものであった。 □ ・その他（理由：　　）
			小　計	100	②		
	取組姿勢	責任感 積極性 倫理観	責任感 積極性 倫理観	100	右記評価細目の該当項目を総合的に判断して「0.2」「0.4」、「0.6」（基準点）「0.8」、「1.0」を付与する。		□ ・企業として積極的に技術の研鑽に取り組んでいる。 □ ・当該業務遂行にあたって、取り組みへの積極性・責任感に対して評価できるものであった。 □ ・地域への貢献等に関して、特に評価できるものであった。 □ ・業務遂行中、新たに発生した課題等に対して、社内全体として体制の拡充を図る等により、業務を完成させた。 □ ・その他（理由：　　）
			小　計	100	②		
業務執行に係る過失に伴う減点	業務執行上の過失				評価細目ﾁｪｯｸ数１つ毎に３点減点 ⑥		□ ・業務執行上、指摘又は指導等を行ったが、改善されなかった。 □ ・関係者から苦情が寄せられる等、問題が認められた。又は、問題発生時の情報連絡等、対応が適切に行われなかった。 □ ・業務処理のミスにより大きな手戻りが生じた。 □ ・業務実施体制に問題があった。 □ ・その他（理由：　　）
	守秘性に係る過失				評価細目ﾁｪｯｸ数１つ毎に３点減点（チェックは1つまで） ⑦		□ ・業務に関する情報漏洩があり、受注者の責任によるものと発注者が判断した。 □ ・その他（理由：　　）

（2）調査業務、計画業務　③〔完了検査官用〕　(1/1)

評価項目			評価の視点	配点	得点率 優 1.0	標準 0.8	0.6	0.4	劣 0.2	得点	評価細目
プロセス評価	専門技術力	業務執行技術力	検討項目 検討手法	50	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」、〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」、〃=4⇒「1.0」						□ ・検討項目は、特記仕様書等の設計図書の項目を満足していた。 □ ・採用された検討手法の技術的内容は、業務の目的に適合していた。 □ ・業務目的に照らし必要な検討項目が不足無く設定され、検討項目間の整合も図られていた。 □ ・提案された業務手法は、従来技術を応用･統合化あるいは先進技術を活用するなど、難易度の高いものであった。注）
			十分な技術力	50	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」、〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」、〃=4⇒「1.0」						□ ・業務に必要な技術基準、マニュアル、共通仕様書等が十分に理解されていた。 □ ・特記仕様書等に示された当該業務固有の条件に対応可能な十分な技術力を有していた。 □ ・業務遂行段階において、発生した課題や発注者から新たに指示された事項について十分満足できる解決が図られていた。 □ ・新たな、あるいは高度な調査･解析･設計等の手法･技術に十分対応できる能力を有していた。注）
			小　計	100	③						
	コミュニケーション力	説明力 協調性 ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ力	説明力 協調性 ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ力	100	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」、〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」、〃=4⇒「1.0」						□ ・質問に対し的確な回答がなされ、一般論と当該業務固有の議論が明確に区別されていた。 □ ・曖昧な表現がない、的確かつ論理的な説明により、内容が容易に理解できた。 □ ・説明の際に、相手の理解度を把握するよう努力され、相手の理解度に応じ、説明のポイント･速さ等が工夫されていた。 □ ・説明当事者の説明が十分なされた。または、説明が不十分な場合、他のメンバーにより補足説明がなされた。
			小　計	100	③						
結果評価	成果品の品質		目的の達成度	40	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」、〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」、〃=4⇒「1.0」						□ ・設計図書に提示された項目が、漏れなく実施された。 □ ・業務遂行段階での指示事項が、漏れなく実施された。 □ ・業務成果は、業務目的に照らし満足できる内容のものであった。 □ ・高度な技術レベル、多岐にわたる検討項目など、難易度の高い業務に対し必要な業務成果が得られた。注）
			的確な とりまとめ	30	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」、〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」、〃=4⇒「1.0」						□ ・設計図書にある検討項目、業務遂行段階での指示事項を、漏れなく取りまとめている。 □ ・理解しづらい文章表現等は、ほとんど認められない。 □ ・簡潔で理解しやすい表現になっており、記載方法に創意工夫がみられ読みやすい。 □ ・設計図書にある事項、業務遂行段階での指示事項を関連づけ、重要な点が理解しやすく取りまとめられている。
			ミスの有無	30	評価細目ﾁｪｯｸ数=0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」、〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」、〃=4⇒「1.0」						□ ・チェック方法に努力と工夫が見られた成果品であった。 □ ・成果品の品質に大きく影響しない（簡易に修正できる）表記・計算等のミスも認められなかった。 □ ・誤字･脱字、表記等、軽微なミスも認められなかった。 □ ・必要書類等も整備されていた。
			小　計	100	③						

注）考査基準の巻末「参考：採点上の補足」を参照のこと。

（２）調査業務、計画業務

評価項目			評価の視点	主任調査員 配点	主任調査員 得点割合 1.0	0.8	0.6 基準	0.4	0.2	得点	評定点（注２）	総括調査員 配点	総括調査員 得点割合 1.0	0.8	0.6 基準	0.4	0.2	得点	評定点（注２）	完了検査官 配点	完了検査官 得点割合 1.0	0.8	0.6 基準	0.4	0.2	得点	評定点（注２）	評定点（注２）	業務評定（注２） 評定点④	加重平均点の算出 重み 満点評定点⑫	④／⑫ (%)	技術者評定（注２） 管理技術者、主任技術者 評定点⑪	加重平均点の算出 重み 満点評定点⑬	⑪／⑬ (%)	担当技術者（注１） 評定点⑤	加重平均点の算出 重み 満点評定点⑭	⑤／⑭ (%)	測量技術者 評定点⑪	加重平均点の算出 重み 満点評定点⑭	⑪／⑭ (%)
プロセス評価 専門技術力	提案力 改善力		業務着手段階における業務特性等の考慮	○	20																																			
			業務遂行段階における提案	○	40																																			
			業務遂行上必要となる課題の提案	○	20																																			
			業務内容等改善の提案	○	20																																			
			小　計		100						①=	①=																④=		9.5	0.0		9.5	0.0		15.4	0.0			
	業務執行技術力		目的と内容の理解	○	20																							④=①×4/21×1/10+②×4/21×5/10+③×4/21×4/10	④	4	/ 19.0	④÷⑫×⑭	4	/ 19.0	④÷⑫×⑭	4	/ 30.8			
			必要情報の把握	○	20																																			
			検討項目、検討手法	○	20							○	100							○	50																			
			打ち合わせ資料の内容	○	20																																			
			十分な技術力	○	20															○	50																			
			小　計		100						①=	①=		100					②=	②=		100					③=	③=	④=		19.0	0.0		19.0	0.0		30.8	0.0			
	施工時への配慮（設計技術者、設計業務を対象に評定する。イ、ロのいずれかを選択する。）	イ．『概略設計』『予備設計』の場合	施工に関する一般的な知識																																					
			施工条件等の把握																																					
			小　計																																					
		ロ．『詳細設計』の場合	施工に関する一般的な知識																																					
			施工条件等の把握																																					
			施工計画（施工方法、仮設備計画）																																					
			小　計																																					
	コスト把握能力（設計業務を対象に評定する。）		コスト把握能力																																					
			小　計																																					
管理技術力	工程管理能力		実施手順、工程計画	○	30																							④=①×1/21×2/21	④	2	/ 9.5	④÷⑫×⑭	2	/ 9.5						
			実施体制	○	10																																			
			打合せ内容の理解、記録	○	20																																			
			工程管理	○	40																																			
			小　計		100						①=	①=																④=		9.5	0.0		9.5	0.0						
	品質管理能力		ミス防止の実施	○	100																							④=①×1/21×2/21	④	2	/ 9.5	④÷⑫×⑭	2	/ 9.5				④÷⑫×⑭	2	/ 66.7
			小　計		100						①=	①=																④=		9.5	0.0		9.5	0.0					66.7	0.0
	迅速性 強力性 調整能力		当初計画の変更	○	40																							④=①×1/21×1/21	④	1	/ 4.8	④÷⑫×⑭	1	/ 4.8						
			関連事業者間の調整	○	30																																			
			地元住民との合意形成	○	30																																			
			小　計		100						①=	①=																④=		4.8	0.0		4.8	0.0						
コミュニケーション力	説明力 協調性 プレゼンテーション力		理解しやすい説明・プレゼンテーション（資料）	○	30																							④=①×1/21×1/10+②×1/21×9/10	④	1	/ 4.8	④÷⑫×⑭	1	/ 4.8	④÷⑫×⑭	1	/ 7.7			
			理解しやすい説明・プレゼンテーション（説明）	○	30															○	100																			
			説明を補う努力	○	20																																			
			円滑な業務遂行への努力	○	20																																			
			小　計		100						①=	①=									100					③=	③=	④=		4.8	0.0		4.8	0.0		7.7	0.0			
取組姿勢	責任感 積極性 倫理観		責任感、積極性	○	100																							④=①×2/21×1/10+②×2/21×9/10	④	2	/ 9.5	④÷⑫×⑭	2	/ 9.5	④÷⑫×⑭	2	/ 15.4			
			責任感、積極性、倫理観									○	100																											
			小　計		100						①=	①=		100					②=	②=								④=		9.5	0.0		9.5	0.0		15.4	0.0			
結果評価	成果品の品質		目的の達成度	○	40															○	40							④=①×1/21×1/10+③×7/21×9/10	④	7	/ 33.3	④÷⑫×⑭	7	/ 33.3	④÷⑫×⑭	4	/ 30.8	④÷⑫×⑭	1	/ 33.3
			的確なとりまとめ	○	30															○	30																			
			ミスの有無	○	30															○	30																			
			小　計		100						①=	①=									100					③=	③=	④=		33.3	0.0		33.3	0.0		30.8	0.0		33.3	0.0
評定者の評定点（総括調査員の業務執行上の過失の減点は含んでいない。）																																								
⑫小計（注３）																													21 / 100	0		21 / 100	0		13 / 100	0		3 / 100	0
業務執行に係る過失に伴う減点			⑥業務執行上の過失																																					
			⑦守秘性に伴う過失																																					
⑧事故等による減点（業務遂行段階を対象とする）																																								
⑨成果品に、受託者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約図書に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点（軽微なミスの修正を除く）																																								
⑨その他																																								
総合評定点の算定			総合評定点総合評定点⑪＝⑤＋⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩																																					

所　見	（主任調査員）	（総括調査員）	（完了検査官）

□は、評定対象外
○　は、必須評定項目
△　は、選択評定項目
◎　は、評定者の得点割合を示している。

注：１．「担当技術者」は、それぞれ３人までとする。
２．各評価項目の「評定点④、⑤、⑪、⑤」は、少数第二位を四捨五入して表示している。
３．「⑫小計」は、少数第一位を四捨五入し整数とする。